三の二　別表第一区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料が算定されるべき療養	特定施設又は地域密着型特定施設に入居している患者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。）については、算定できない。
四　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料	特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。
ロ　別表第一区分番号C005－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料	
四の二　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注10に規定する加算	特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、ターミナルケア加算又は看取り加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。
ロ　別表第一区分番号C005－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注10に規定する加算	
五　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注11に規定する加算	特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、特別管理加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。
ロ　別表第一区分番号C005－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注11に規定する加算	
五の二　別表第一区分番号C006に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料が算定されるべき療養	急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。
五の三　別表第一区分番号C012に掲げる在宅患者共同診療料の2に掲げる点数又は在宅患者共同診療料の3に掲げる点数が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、算定できない。

六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号I005に掲げる入院集団精神療法	同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。
ロ　別表第一区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法	
六の二　別表第一区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料(I)又は精神科訪問看護・指導料(II)が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、認知症でない患者（別表第一区分番号I016に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する者を除く。）に限り、算定できる。
六の三　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料(I)又は精神科訪問看護・指導料(II)	介護老人福祉施設入所者については、認知症でない患者に限り、算定できる。
ロ　別表第一区分番号I012－2に掲げる精神科訪問看護指示料	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）又は介護予防居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
七　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第二区分番号B000－4に掲げる歯科疾患管理料	
ロ　別表第二区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料	
ハ　別表第二区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)（注2又は注6に掲げる場合に限る。）	
八　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第二区分番号C001－3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。